

三木市三木城下町地区

〔 歴史的景観形成地区
及び景観形成重点区域 〕

景観ガイドライン



兵庫県

はじめに

三木市三木城下町地区は、15 世紀末に、街道が行き交う交通の要衝の地に別所氏によって三木城が築かれて以降、城下町として町の基盤が形成されました。その後、天正年間の三木合戦（1578～1580）により町は荒廃しましたが、羽柴秀吉の手により復興しました。その後、宝暦～天明年間（1751～1789）に創業した金物仲買問屋により上方への販路が確保されたことをきっかけに「三木金物」として金物産業が隆盛し、市の中心市街地として発展しました。今もなお、城下町を通る街道筋には、伝統的な形態・意匠を有する町家等が点在し、金物のまちとして栄えた歴史的なまち並み景観が残されています。

このたび兵庫県は、本地区における景観まちづくりを支援するために、「景観の形成等に関する条例」に基づく、景観形成地区の指定を行い、これまでの歴史文化を継承した景観を保全していくための景観形成基準を定めました。

本地区の豊かな自然、城下町や街道筋の歴史的なまち並みなどの景観資源を活かしながら、中心市街地としての暮らしや金物産業を中心とした生業、賑わいのある景観を創造し、誇りや愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していくことを目指します。

このガイドラインでは、本地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。

目 次

1 三木市の概要	1
2 三木市三木城下町地区の概要	2
3 景観形成の基本方針	9
4 景観形成基準等	12
5 景観形成の考え方	15
6 景観形成支援事業	22
7 届出の手続き	24

（１）位置と面積

三木市は兵庫県南東部の東経 135 度の日本標準時子午線上に位置し、神戸市、稲美町、加古川市、小野市、加東市、三田市と接しています。

京阪神と山陽・山陰地方を結ぶ中国自動車道、山陽自動車道及び舞鶴若狭自動車道が通るなど、広域交通条件に恵まれています。また、鉄道は市域の南部を神戸電鉄粟生線が通り、神戸都心部へ接続しています。

昭和 29 年（1954）に美囊郡三木町、口吉川町、別所村、細川村が合併して三木市が発足し、同年に美囊郡志染村と、平成 17 年（2005）に美囊郡吉川町と合併したことで現在の三木市となりました。

市域は、東西に約 22 キロメートル、南北に約 20 キロメートル、面積は 176.51 平方キロメートルとなっています。

土地利用状況は、山林が約 24%、田・畑が約 19%と市域面積の約 4 割を占め、また、西日本一の数を誇るゴルフ場が約 11%と多くあり、宅地は約 8 %となっています。



三木市の広域的な位置

（２）自然資源

三木市は、市の中央部を東西に流れる加古川の支流美囊川周辺に広がる平野、それを囲むなだらかな丘陵地、台地で構成され、水と緑豊かな自然に恵まれています。

平野部に広がる農村地帯では、明治末期から大正にかけて酒米の栽培が始まり、現在では全国一の「山田錦」の生産地となっています。



水と緑に恵まれた自然環境（美囊川）

（３）産業

三木市の地場産業である金物のうち、鋸（のこぎり）、鑿（のみ）、鉋（かんな）、鋤（こて）、小刀（こがたな）は、経済産業省より「播州三木打刃物」として伝統的工芸品の指定を受けるなど、「三木金物」ブランドが確立されています。

また、市内には工業団地である三木工場公園と産業団地であるひょうご情報公園都市があります。三木工場公園では、半数以上が金属加工関連企業で、先端技術を取り入れた地場産業の機械刃物を製造している企業などが操業しています。ひょうご情報公園都市では、食料品、精密機械、産業用機械器具を製造する企業などが操業しています。

(1) 歴史

三木市三木城下町地区は、古くから街道が交差する交通の要衝として知られた地で 15 世紀末に別所氏が三木城を築城し、城下町が形成されました。

1578 年からの三木合戦により、町は荒廃しましたが、羽柴秀吉が毛利攻めの拠点として城下町の復興に着手し、街道が整備されるなど、現在の三木城下町地区の骨格が形成されました。復興にあたって大工職人が集まり、大工道具を直す鍛冶職人も次第に増加しました。

元和元年（1615）の一国一城令により三木城は破却され、職人の町として発展してきました。当時の主な産業は染物に使用する型紙製作であり、金物産業が勃興するのは 18 世紀中頃のことで、宝暦～天明年間（1751～1789）に創業した金物仲買問屋により上方への販路が確保されたことがきっかけとされています。

19 世紀に入ると江戸との取引も開始され、明治 42 年（1909）には三木金物販売同業組合が組織されるなど、三木金物の発展にともない、三木城下町地区も三木の中心市街地として繁栄してきました。



播州三木古城図
(三木市教育委員会蔵)

【三木城跡】

三木城は、15 世紀末に別所氏によって美囊川に面した釜山かまやまと呼ばれる丘陵上に築城されました。三木合戦後は織田・豊臣・徳川の家臣が入城しましたが、一国一城令により廃城となりました。

三木城跡は、戦国時代における国人領主の城館のあり方や領主の生活を知る上で重要な遺構です。

三木城の周辺には、三木合戦時に造られた織田方の付城や土塁が良好な状態で残っており、当時の合戦のあり方や、その展開を知ることができる重要な史跡であることから、平成 25 年に国史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」に指定されました。

現在は、カヤ、エノキなどが植生する緑豊かな環境の中に美術館や資料館などの公共施設が立地しています。

三木城跡上の丸公園からは、三木城下町地区のまち並みを眺めることができます。



三木城跡上の丸公園から見る
三木城下町地区のまち並み



三木城本丸跡・二の丸跡発掘調査位置図

(2) 景観資源



① 街道

三木城下町地区は街道が交差する地に形成され、切妻平入りで、格子戸や虫籠窓などの特徴を持つ町家が、街道筋の景観を構成しています。外壁は黒漆喰や土壁が多く、一部に板張りも見られ、伝統的な意匠と自然素材とが落ち着いたまち並み景観の中心をなしています。

【有馬道（湯の山街道）】

三木と有馬をつなぐ主要道として整備され、後に山陽道が本街道となったために脇街道となりましたが、一部の大名の参勤交代にも使用されるなど近世を通じて重要な街道でした。



有馬道のまち並み

【姫路道】

三木と姫路をつなぐ主要道として整備され、有馬道同様、山陽道の整備後は脇街道となりましたが、参勤交代にも利用されました。



姫路道のまち並み

【東條道】

三木と丹波をつなぐ街道として整備されたといわれています。

江戸時代は美囊川を利用した舟運が盛んであり、美囊川に並行する東條道沿いには物資の集積地があったことから、船着場跡が残されています。



東條道沿いの船着場跡

【ナメラ商店街】

三木町を構成するまちのひとつである滑原町の一部で、有馬道沿いに位置しています。

明治末期以降、地区で一番の繁華街として近隣の農村部から日用品を買い求める客で賑わい、中元などの大売り出しの際には通行が困難なほど混雑していました。

モータリゼーションの進展などの影響で往時と状況は変わりましたが、ノスタルジックな店舗の看板やアーケードなど昔ながらの昭和レトロな空間が残されています。



ナメラ商店街

② 景観形成重要建造物等

街道沿いには歴史的な建造物が点在しており、往時の面影を感じることができます。なかでも、地区の景観の核となる建造物を、県の景観の形成等に関する条例に基づく「景観形成重要建造物」に指定しています。

【稲見酒造】

有馬道に面した木造2階建の造り酒屋です。

明治22年（1889）に創業し、三木市内で唯一の酒造会社として現在も操業しています。街道に面した主屋は昭和4年（1929）に建替えられたものですが、漆喰塗りの外壁や窓の格子など、三木の伝統的な商家としての外観を保持しています。

街道に面した長い構えや庭の大木など老舗の風格を漂わせるたたずまいから、街道沿いで繁栄したまちの姿を現在に伝えています。



稲見酒造

【三宅徳松商店】

有馬道に面した厨子2階建の商家と、連続する門・塀を持つ離れからなる金物問屋です。

主屋は明治5年（1872）に建築され、昭和10年（1935）頃に離れが増築されました。主屋は正面を改変していますが、離れは建築当時の外観を保持しており、街道景観の核となる貴重な建造物です。離れの庭には樹木が多く塀越しに見える緑は、門塀とあわせて、商家の雰囲気を残しています。



三宅徳松商店

【黒田清右衛門商店】

姫路道に面した木造2階建の主屋や蔵、塀などからなる金物問屋です。

商店は明和2年（1765）に金物問屋として創業し、建物は、江戸末期に店舗兼住宅として建築されたものです。

主屋は切妻平入りで屋根は本瓦で葺かれています。

漆喰壁や、厨子2階部分の虫籠窓、うだつなど三木の伝統的町家の特徴を備えており、金物のまち・三木の街道筋の伝統的な景観の核を構成しています。



黒田清右衛門商店

【三寿ゞ刃物製作所】

有馬道と姫路道の交点の近くに建つ厨子2階建の建物です。

明治18年（1885）頃に建てられたと伝わっており、当初は京染店を営んでいましたが、戦後に刃物製作所となり現在に至っています。

切妻平入りの建物で、虫籠窓が見られます。

現在も刃物製作を行うかたわら、三木金物の販売・展示を行うほか、観光情報スポットを併設し、三木観光の拠点としての役割も果たしています。



三寿ゞ刃物製作所

③ その他

【旧玉置家住宅】

有馬道と姫路道の交点の近くに建つ厨子2階建の建物で、国登録有形文化財に登録されています。

主屋や離れなどからなり、主屋は文政9年（1826）に建てられました。

切妻平入りの建物で、虫籠窓やうだつなど三木の町家の特徴が見られます。

切手会所（現在の銀行）として建てられた後、玉置家の住宅となり、現在は建物の中を見学することができます。



旧玉置家住宅

【美囊川】

加古川水系の支流で、三木城下町地区の西側を流れる一級河川です。

明治時代に馬車による陸運に移行するまで、加古川河口を中継して大坂などへ舟による物資の運搬が盛んに行われていました。

美囊川に架かる橋から三木城下町地区を眺めると、美囊川、建物、山並みという景観の3層構造を見ることができます。



美囊川

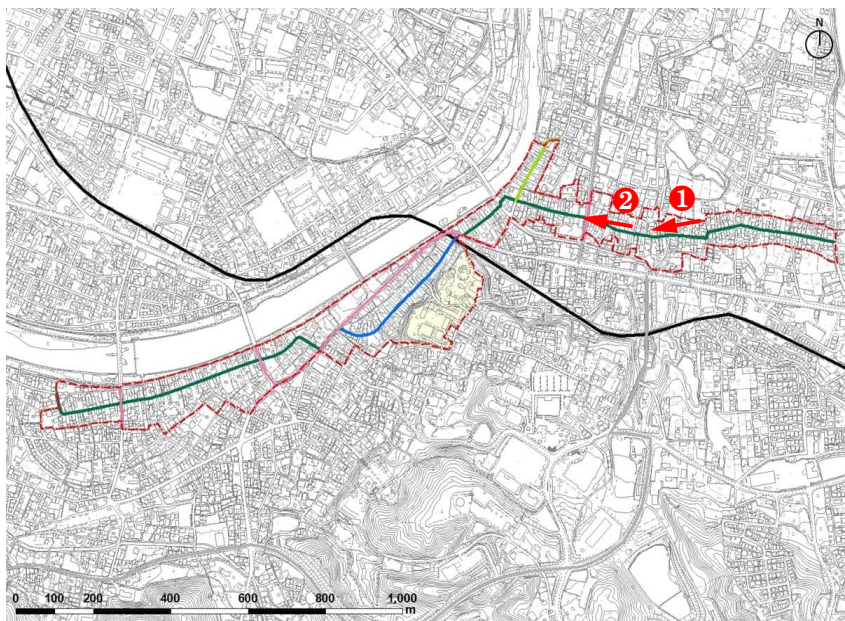
(3) ひょうごの景観ビューポイント 150 選

ビューポイント（視点場）は、地域の景観の魅力を地区内外の多くの人々に知ってもらう上で重要な場所であり、平成 30 年に「ひょうごの景観ビューポイント 150 選」として選定しました。

三木市三木城下町地区では有馬道（湯の山街道）沿いのまち並みが 2 箇所選ばれています。

ビューポイント150

検索



〈ビューポイント①〉

湯の山街道の大塚薬師堂前

〈見えるもの〉

歴史街道芝町・平山地区のまち並み



ビューポイントである大塚薬師堂は、三木城下町地区の有馬道（湯の山街道）沿いにあります。

ビューポイントからは、「景観形成重要建造物」である三宅徳松商店のほか、芝町・平山地区の歴史的なまち並み景観を見ることができます。

〈ビューポイント②〉

芝町公民館付近

〈見えるもの〉

湯の山街道の古いまち並み



芝町公民館は、有馬道（湯の山街道）と県道 20 号の交差点付近にあり、ビューポイントはこの交差点の西側にあります。

ビューポイントのある湯の山街道は、町家が点在し、漆喰壁や板張りなど伝統的な意匠と自然系の素材が落ち着いた景観を生み出しています。

（資料：「ひょうごの景観ビューポイント 150 選」）

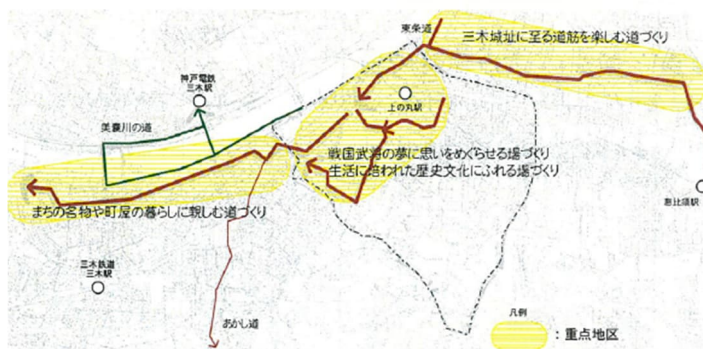
(4) 景観形成に関するこれまでの取組

三木市三木城下町地区では、景観形成地区として指定される以前から、住民団体や市が中心となって景観形成に関する取組を行っています。

【三木市歴史街道整備プラン（H14）】

国土交通省近畿地方整備局により、三木城跡周辺が歴史街道モデル事業地区に認定されたことを受けて、平成14年に三木市が「三木市歴史街道整備プラン」を策定しました。

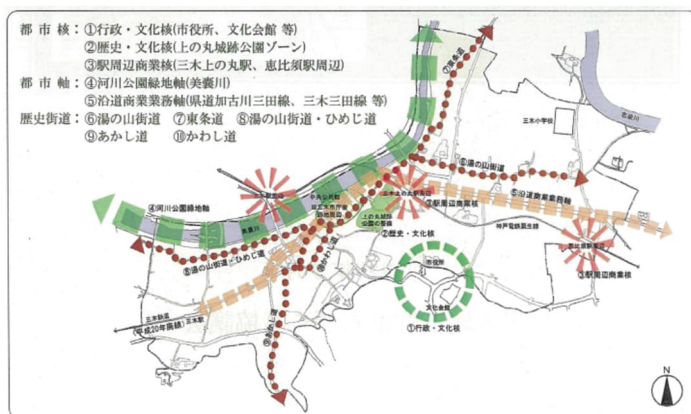
「歴史(とき)が奏でる匠の里」をテーマに、「湯の山街道とその町並み」・「三木城址と城郭跡の広がり」・「ひめじ道とその町並み」を重点地区（歴史街道ゾーン）として位置付け、城跡等の周辺環境整備などを行ってきました。



重点地区の整備方針

【三木城下町まちづくり基本構想（H16）】

三木市中心市街地にある約20の自治会が母体となって設立した三木城下町まちづくり協議会が、地域住民へのアンケート調査を踏まえ、地区のまちづくりの将来ビジョンとしてまとめたものです。「住民自ら考え、自分たちの街は自分たちで創る」を基本目標とし、まち並みの緑化やイベントの充実化、歴史・文化の継承等の活動を行っています。

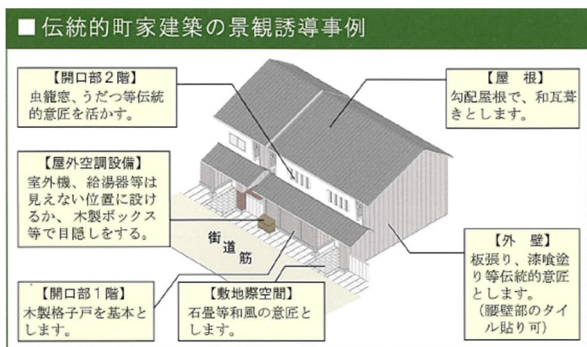


三木城下町まちづくり基本構想図

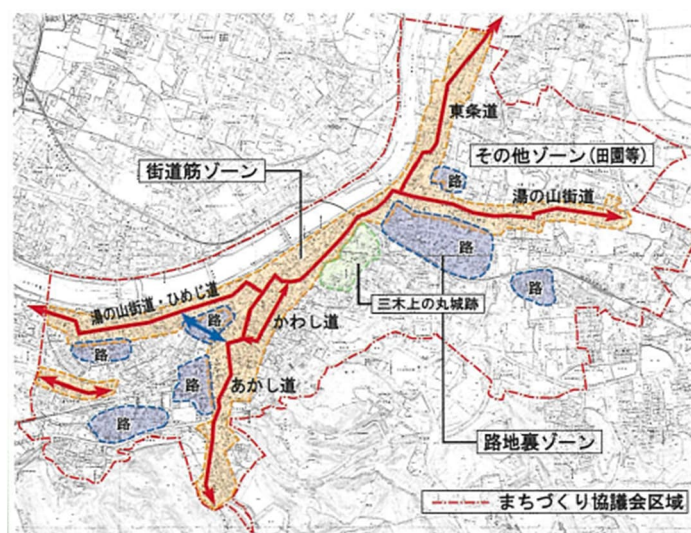
【三木歴史街道まち並み景観ガイドライン（H20）】

三木城下町まちづくり協議会が、伝統ある歴史街道の魅力あるまち並みを保全、育成するための整備方針として、街道沿いや一部の裏路地を含む区域を対象に「三木歴史街道まち並み景観ガイドライン」を策定しました。

協議会から地域住民へのお願いとして伝統的町家等の意匠誘導や活用について提案したものです。



ガイドラインの景観誘導事例



対象区域図

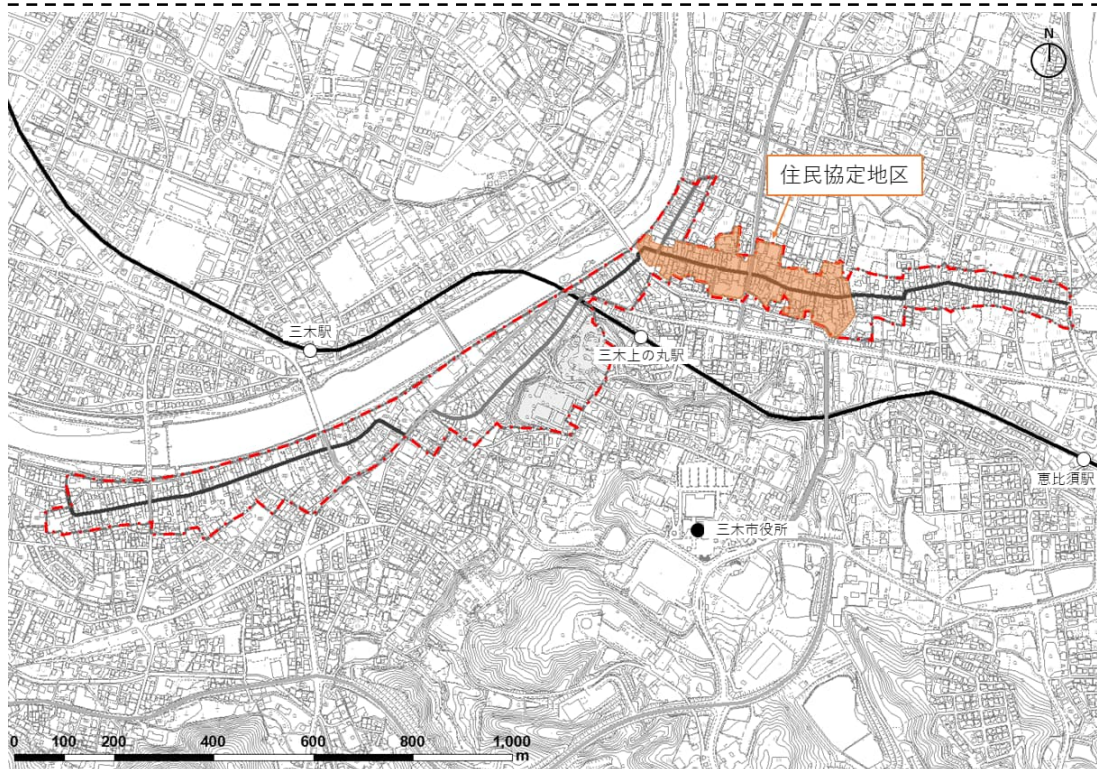
【三木市歴史街道芝町・平山地区景観形成等住民協定（H27～R7）】

芝町・平山地区は、県の景観条例により県内で初めて歴史的なまち並みを保全する住民協定として認定された地区です。当地区は、湯の山街道に面する約4ヘクタールの区域で、約90世帯が暮らしており、景観形成重要建造物の「稲見酒造」や「三宅徳松商店」のほか、町家や社寺、蔵、金物問屋が建ち並び、住民主体の取組により景観づくりのルールを定めてきました。

勾配屋根を原則とし、屋根は和瓦葺き、外壁は板張りや漆喰塗、開口部は格子戸とするよう努めるなど、歴史的なまち並みの保全に取り組んできました。

景観形成等住民協定認定制度

「景観の形成等に関する条例」に基づく制度で、地域の住民が主体となって地域の景観形成に必要なルールを定めた住民協定を締結することができます。兵庫県知事は、協定の内容が一定の要件を備えている場合に「景観形成等住民協定」として認定し、協定に基づく景観の形成等に関する活動に対して、技術的支援等を行います。



協定地区区域図

【歴史的資源を活かしたまちづくりの展開】

三木市三木城下町地区では、国登録有形文化財である「旧玉置家住宅」等を活用した観光・交流のイベントや商店街でのイベントのほか、三木城跡の活用に向けた整備など、歴史的資源を活かしたまちづくりが展開されています。

(主な取組)

年度	取組内容
H23	市と神戸芸術工科大学が連携して学生が企画運営に協力し、三木の歴史を知るイベント「ミキシル」を開始
H24	三木城下町まちづくり協議会がナメラ商店街周辺で地域活性化に向けたイベント「レトロヂ」を開始
R3	三木の伝統工芸「染形紙」をあしらった手作り灯籠で「湯の山街道ライトアップ」を実証実験として実施

3 景観形成の基本方針

(1) 景観形成地区の設定

三木市三木城下町地区は城下町を基盤に、地域の政治・経済・交通の拠点として形成され、商工業や暮らしを支える三木市の中心市街地として発展してきました。特に、城下町を通る街道筋沿道には往時の面影を残す歴史的なまち並みが残されており、これらの特性を活かした景観の保全及び創造を図るため、城下町と街道筋沿道を主とするエリアを地区指定の区域※とします。

※三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区区域図に示す約 25ha の区域

(2) 景観形成の方針

通りやゾーンごとに、景観形成の方針を以下のように定めます。

○町家が集積する街道沿いの景観形成

街道沿いには町家が集積し、一部の区域では住民協定による景観の保全が行われるなど、歴史的なまち並みが残されています。町家の伝統的意匠及び街道の景観を保全・継承するため、「有馬・姫路道景観通り」及び「東條道景観通り」を設定し、歴史的なまち並み景観の形成を図ります。



有馬道沿いの建築物

○城周辺の景観形成

城周辺は、カヤ、エノキなどが植生する緑豊かな環境が形成され、公共施設が立地しています。

国指定史跡の城跡を中心とした歴史文化の拠点として、風格ある景観形成を図るため、「城周辺ゾーン」を設定し、城跡と調和した良好な景観の形成を図ります。



三木城跡

○商店街の景観形成

現在は幹線道路沿いに商業の中心は移っていますが、古くから栄えてきた城下町を基盤とする商店街が形成されています。統一感の中にも、賑わいの感じる景観を創出するため、「ナメラ商店街景観通り」を設定し、良好な景観の形成を図ります。



ナメラ商店街

○幹線道路沿いの都市景観の形成

地区内の県道沿いは、商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地する市街地であることから、「幹線道路特例区間」を設定し、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成を図ります。



県道加古川三田線

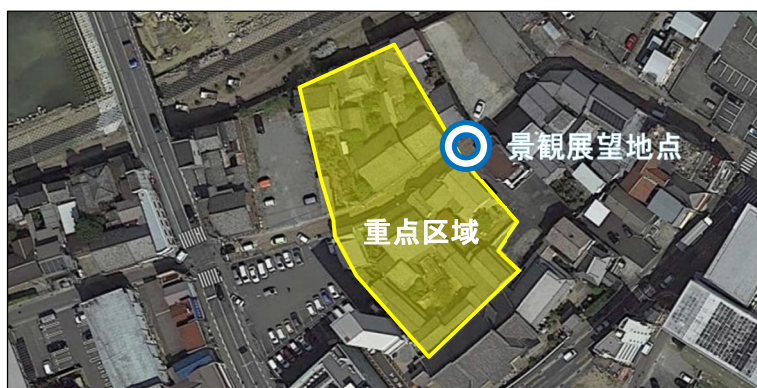
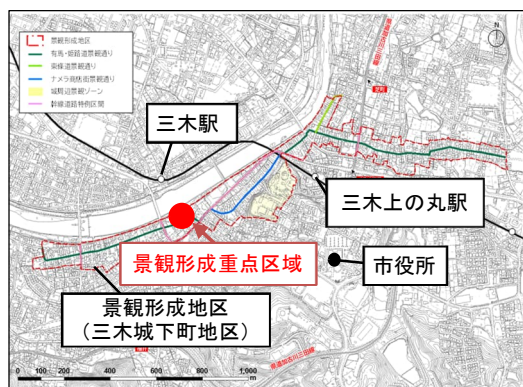
[illegible]

(4) 景観形成重点区域の設定

○景観形成重点区域の指定について

景観形成地区内において、金物のまち三木を代表する金物問屋の黒田清右衛門商店（景観形成重要建造物）など、江戸時代から続く町家が建ち並び、地区の伝統的景観の核を構成している街道筋を、特に景観の形成を図る必要がある景観形成重点区域として指定します。

また、景観形成重点区域内を東西に走る姫路道の区域東端を同区域の優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）とし、そこから見える建築物等の景観を積極的に保全し、次世代へ継承していくことを目指します。



○景観展望地点について

景観形成重点区域では、「重点区域全域」にかかる基準のほか、「景観展望地点から見える建築物等」にかかる基準を設定しています。

景観展望地点から見える建築物等については以下のとおりとします。



景観展望地点から
見える建築物等

① 住宅

② 住宅

③ 塀



④ 住宅

⑤ 店舗兼住宅

⑥ 塀

⑦ 蔵

4 景観形成基準等

地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくため、建築物・工作物・自動販売機について、以下の景観形成基準及び景観形成重点基準を定めています。

(1) 景観形成基準

三木市三木城下町地区（歴史的景観形成地区）には、指定地区全域に共通する基準を設定し、「通り」、「ゾーン」、「特例区間」ごとにその上乘せ又は緩和する基準を設定しています。

①建築物等に関する基準

区域	項目	建築物	工作物
指定地区全域	高さ	・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。	
	外壁	・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 ①色相Y R系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下（注2） ②無彩色	
	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	外構	・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。	
	建築設備等	・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美囊川から目立たないようにする。 ・屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
有馬・姫路道景観通り（注3）	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。	
	壁面の位置	・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、まちなみの連続性を損なわないように努める。	

区域		項目	建築物	工作物
		高さ	・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。	・上の丸公園からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
		屋根・庇	・和瓦葺きとするよう努める。	
		外壁	・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。	
		建具	・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。	
		外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。 ・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。	
		掲出物	・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。	
	東條道景観通り (注3)		・「有馬・姫路道景観通り」の基準に沿うことが望ましい。	
	ナメラ商店街景観通り (注3)	壁面の位置	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
		掲出物	・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。	
	城周辺景観ゾーン	高さ	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
		屋根・庇	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
		外構	・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。	
	幹線道路特例区間		・県道に面する建築物（「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」に面する建築物については、周辺景観との調和に配慮を要する。）については、「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。	

注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。
注2：漆喰塗の外壁を修理・修景するため、本来の漆喰の色に合わせる場合はこの限りでない。
注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

②自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけげなくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

(2) 景観形成重点基準

三木市三木城下町地区（景観形成重点区域）には、指定区域全域に共通する基準を設定し、景観展望地点から見える建築物等は上乘せする基準を設定しています。

①建築物等に関する基準

項目		建築物の基準（注）	工作物の基準
重点区域全域	壁面の位置	・隣接する建築物との連続性を確保する。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。 ・上の丸公園や美囊川からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	
	屋根・庇	・勾配屋根とする。	
	外構	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	
	建築設備等	・屋上設備を設置する場合は、有馬・姫路道景観通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じた色彩とする。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観と調和させる。	
景観展望地点から見える建築物等	高さ	・階数は2階以下とする。	
	屋根・庇	・和瓦葺きとする。	
	外壁	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	
	建具	・開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。	
	掲出物	・街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。	

注：表に定めのない基準については、三木市三木城下町地区景観形成地区「有馬・姫路道景観通り」の景観形成基準に準じる。

②自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱などの附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩について、周辺景観との調和を図る。

(1) 指定地区全域の基準

三木市三木城下町地区の良好な市街地景観を形成するために、地区全体に係る緩やかな共通基準として、建物の形態と色彩に係る基準を定めています。



・階数は原則、3階以下とする。

・勾配屋根を基本とする。
・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
①色相YR系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下
②無彩色

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美濃川沿いの緑化に努める。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美濃川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・広告物等は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

(2) 有馬・姫路道景観通り及び東條道景観通りの基準

指定区域全域と異なる基準は黒囲みで表しています。

伝統的な町家が残る有馬・姫路道及び東條道沿道の趣きを継承していけるように、歴史的なまち並み景観を保全・創造するための基準を定めています。



・壁面は、できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。

・階数は原則、2階以下とする。

・和瓦葺きとするよう努める。

・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。

・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美濃川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。
・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。

・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。

(3) ナメラ商店街景観通りの基準

三木城跡に隣接し有馬道の一部であったナメラ商店街では、昔ながらの商店街の雰囲気を活かしつつ賑わい創出につながるように基準を定めています。



- ・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
- ・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・壁面は、できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。

・階数は原則、3階以下とする。

・勾配屋根を基本とする。
・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
①色相YR系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下
②無彩色

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。

(4) 城周辺景観ゾーンの基準

三木城跡周辺において、国指定史跡の城跡を中心とした歴史文化の拠点として、緑豊かな景観を保全・創造するための基準を定めています。



- ・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
- ・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・階数は原則、2階以下とする。

・和瓦葺きとするよう努める。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
①色相YR系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下
②無彩色

・既存の樹木の保全に努める。
・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・広告物等は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

(5) 幹線道路特例区間の基準

県道沿いにおいて、中心市街地にふさわしい良好な市街地景観を形成していくための基準を定めています。



「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
①色相YR系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下
②無彩色

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・広告物等は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

(6) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな障害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するように基準を定めています。

■ 自動販売機のイメージ



・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。

・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。

・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。



(7) 景観形成重点区域の基準

景観形成重点区域内は、特に景観の形成を図る必要があるため、景観形成基準に加えて、以下の景観形成重点基準を定めています。



- ・外壁は漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。
- ・外構は漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。
- ・屋上設備を設置する場合は、有馬・姫路道景観通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じた色彩とする。

- ・勾配屋根とする。
- ・和瓦葺きとする。
- ・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。
- ・階数は2階以下とする。
- ・隣接する建築物との連続性を確保する。
- ・開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。
- ・掲出物はできるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観と調和させる。
- ・掲出物は街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。

凡例
重点区域全域
景観展望地点から見える建築物等

■ 自動販売機のイメージ（重点区域）



- ・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
- ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
- ・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
- ・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和を図る。



○「通り」における基準の適用範囲について

- ・「通り」とは、前面道路ではなく、ここでは「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」、「ナメラ商店街景観通り」を指します。
- ・通りに面する建築物等について基準が適用されます。
- ・通りから見える壁面や開口部は、当該通りの「外壁」や「建具」の基準が適用されます。
見えない部分は、原則、指定地区全域の基準が適用されます。

○地区内の伝統的町家の特徴例



屋根は切妻平入りの本瓦葺き

っし
厨子2階建て

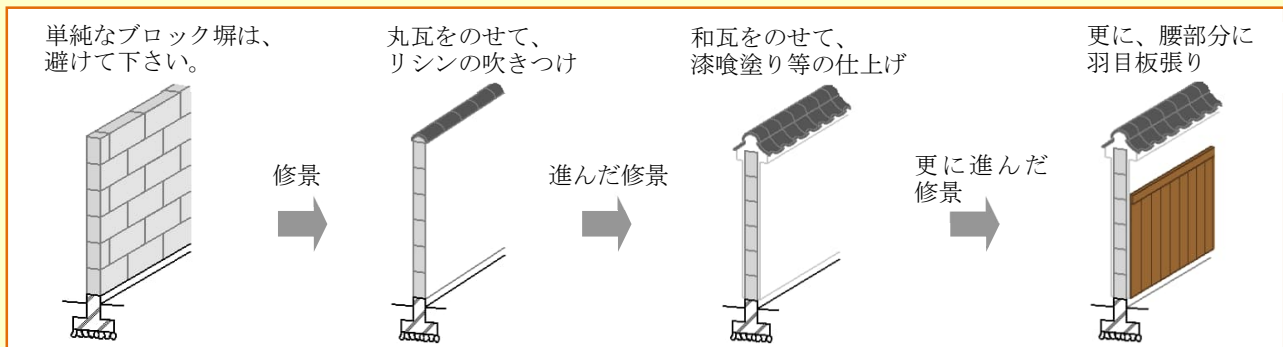
壁は漆喰塗り又は板張り

むしこ
厨子2階部分の虫籠窓
うだつ、平格子、越屋根などの
要素を備えている

○通りに調和した門塀について

城下町旧街道の景観の特徴は、道路に面して連続して建物が建ち並んでいることです。この連続性を維持するため、道路に面して空地を設ける場合はまち並みに調和した門や塀の設置を求めています。

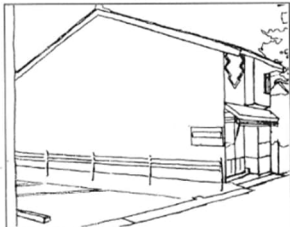
有馬・姫路道景観通りや東條道景観通りに調和した意匠としては、下図のような修景が考えられます。また、板塀などの伝統的な意匠を用いることで、まち並みとの調和を図ることができます。



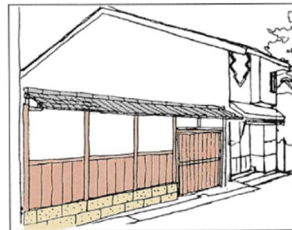
○空地の景観への配慮について

まち並み景観の形成は、隣接する建築物の壁面等が連続性を保つことが基本となります。土地利用上の理由から空地となる場合や、やむを得ず連続性を保つことができない場合には、もとの壁面位置に塀や垣・さく等を設置する等の方法によりまち並みの連続性を損なわないようにする基準を定めています。

空地の景観配慮のイメージ



まち並みの連なりが途切れて旧街道沿いの雰囲気損ねている



塀の設置によりまち並みの連続性を保つ

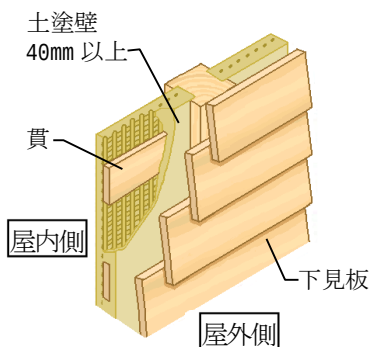
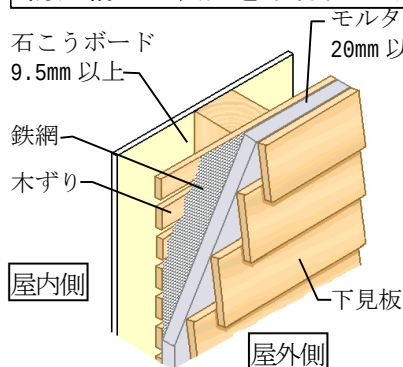
- ・伝統的な意匠・色彩の塀を設けることで、まち並みとの連続性を保つことができる。
- ・現代的な意匠・素材を用いる場合でも、例えば格子をイメージさせる意匠を用いるなどにより、できるだけ周辺との調和に配慮することが求められる。

○外壁の板張りについて

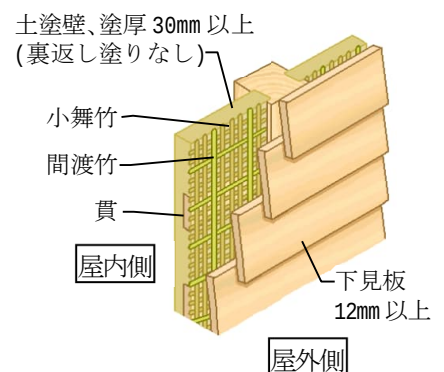
「有馬・姫路道景観通り」の「外壁」の基準には「通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。」とありますが、建築基準法第22条指定区域に該当する場合は、板張りの外壁とする場合には建築基準法に適合した外壁仕様とする必要があります。

なお、国土交通大臣の個別認定を取得した防火構造等を使用する場合には、表面に張る木材を含めた認定であることが必要です。

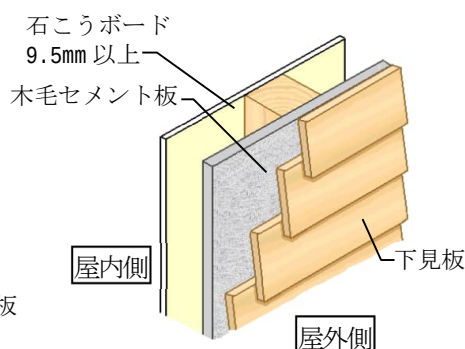
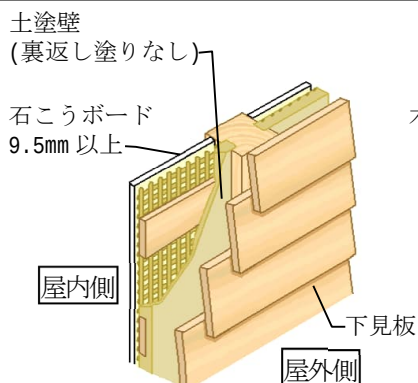
防火構造の表面を木材仕上げとする例



伝統的工法による外壁の防火構造の例



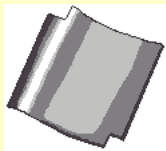
準防火性能を有する構造の表面を木材仕上げとする



○「屋根・庇の形態・意匠における周囲の伝統的な建築物との調和」について

本地区の伝統的な町家の形式は、切妻平入りの建物形態です。周辺の伝統的な建築物と調和させた、「和瓦葺き」とするよう努めてください。屋根葺き材は棧瓦か本瓦葺きとし、1階部分に軒の出が十分な下屋、庇をできるだけ設け、屋根勾配や軒先の位置は周辺の伝統的な建築物との連続性に配慮した計画としてください。

「和瓦葺き」とは、棧瓦又は本瓦のことをいいます。



○マンセル表色系について

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中で J I S によるマンセル表色系を採用しています。マンセル表色系とは、1905 年、マンセル氏 (A.H.Munsell) によって考案されたもので、物体表面の色を色味 (色相 Hue)、明るさ (明度 Value)、あざやかさ (彩度 Chroma) の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル表色系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・・・等、各色味の環があります。



10YR 4/4

(色相) (明度) (彩度)

この色を右図のマンセル表色系で表すと 10YR 4/4 であることが分かります。

注意

印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。

詳しくは北播磨県民局まちづくり建築課にある「マンセルブック」で確認してください。

この色をマンセル表色系で表わすと次のようになります。

○まず色相 (色味) は

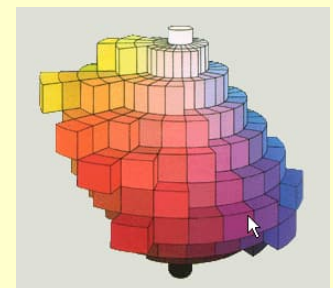
図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これを見ると、色相は 10YR (YR=黄赤系) であることがわかります。

○次に明度 (明るさ) は

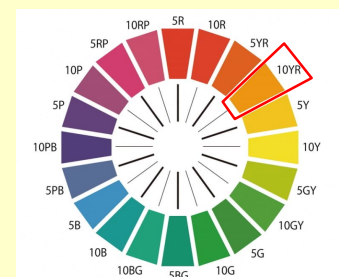
図③は図①の色立体を 10YR の位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相 10YR の色が並んでいます。これでみると明度は 4 であることがわかります。

○最後に彩度 (あざやかさ) は

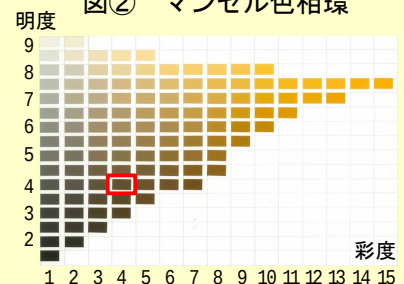
同じく図③でみると彩度は 4 であることがわかります。



図① 色立体



図② マンセル色相環



図③ 10YR

(1) 景観形成支援事業について

〈景観まちづくりのお手伝い〉

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に資する取組について、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、支援しています。

(2) 歴史的景観形成地区における支援メニュー

○景観形成重点区域修景助成

景観形成重点区域内の建築物等に対して修景助成します。

助成項目	助成率	助成限度額 (万円)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費 (工事費は建物、門・塀、その他(かき、柵、擁壁等の外観)を含む)	1/2	500
設計費(基本・実施・工事監理含む)		90
合計の上限		500

○歴史的景観形成建築物等修景助成

〈建築物の修景〉

助成の範囲は、不特定多数の方が通行する建物前面の通りや眺望点から見える建物や塀の部分で、景観形成基準への適合が求められる部分が対象です。

助成項目	助成率	助成限度額※ (万円)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費 (工事費は建物、門・塀、その他(かき、柵、擁壁等の外観)を含む)	1/3	150 (330)
設計費(基本・実施・工事監理含む)		30 (60)
合計の上限		150 (330)

※括弧内は、景観形成基準を遵守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの上限額

〔注意〕 景観形成基準を遵守し、伝統的工法・材料を採用するなど一般的な工事よりも費用負担が大きい工事に対して助成するものです。従って、色彩や勾配屋根など特別な経費負担を要しない場合は助成対象になりません。

〈工作物等の修景〉

助成対象経費	助成率	助成限度額 (万円)
1 下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費 (1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費 (2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費 (3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費 (4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費	1/3	60
2 屋外広告物の整備費	1/4	10

※ 1については、1団体／年の限度額とする。

※ 2については、一敷地あたりの限度額とする。

＜自動販売機の修景＞

助成対象経費	助成率	助成限度額 (万円)
1 自動販売機を建築物等の壁面線からはみ出さないように、建築物等の改修に係る工事費 2 自動販売機の色・意匠を覆うために自動販売機に沿って囲い等を設置するための工事費 3 自動販売機の前面に覆いをするための工事費 4 自動販売機の色・意匠（企業名、商品名等広告）を周囲の景観に調和させるための費用	1/3	30

※ 一敷地あたりの限度額とする。

○景観まちづくりアドバイザー派遣

建築物等の修景や地区の景観まちづくりに関するアドバイス等のため、(公財) まちづくり技術センターに登録されている専門家を派遣します。

〔注意〕有馬・姫路道景観通り、東條道景観通り、城周辺景観ゾーンなど歴史的景観の核となる重要な場所における修景工事については、原則、景観まちづくりアドバイザー派遣を受けることが助成の要件になります。なお、以下に該当する場合は派遣の対象外です。

- ①景観まちづくりアドバイザーが設計・工事監理する修景工事
- ②ヘリテージマネージャーなど伝統的な建物に詳しい専門家が設計・工事監理する修景工事
- ③屋根の補修・葺替や外壁の塗り替えによる修景工事
- ④被災により緊急を要する補修に伴う修景工事

○景観まちづくり活動助成

助成対象経費	助成率	助成限度額 (万円)
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動に係る経費 (1)団体の活動として行う研修等に要する経費 (2)景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3)団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4)地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5)集会・会議等の開催に要する経費	3/4	15

～このような場合にも活用できます～

例1 景観形成地区内で、今後、住民同士で景観形成推進に向けた勉強会を開催したい場合

→景観まちづくり活動助成及び景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。

地区内で住民団体等が景観形成に向けて実施する住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4 かつ上限 15 万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることができます。

例2 景観形成地区内で、建築物を伝統的な意匠に改修したいがどうすればよいかわからない場合

→修景助成の活用に関係なく、景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。

専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることができます。

7 届出の手続き

○建築物等の届出

景観形成地区内において、以下に該当する行為を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

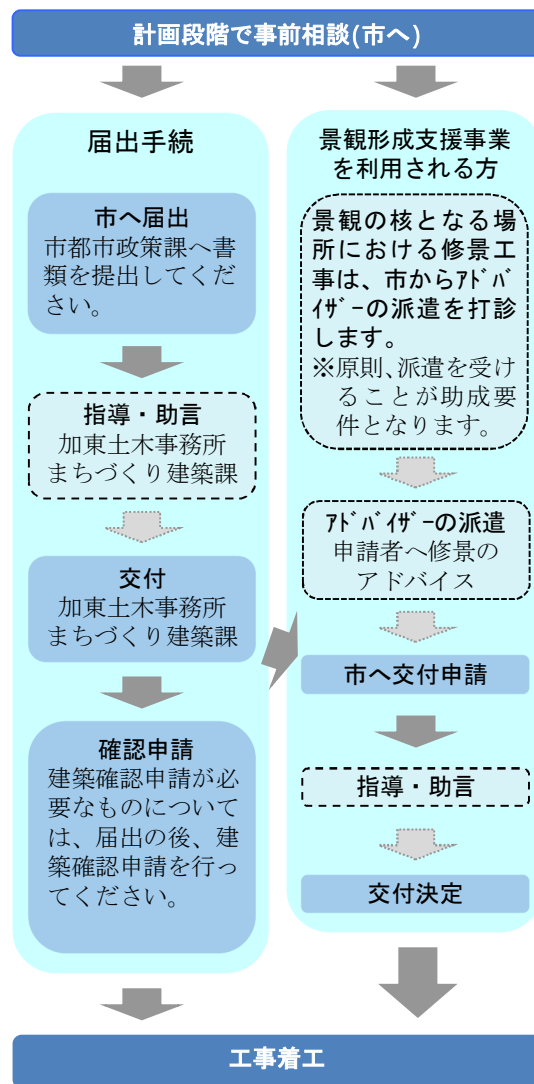
〈届出対象行為〉

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕 正本 1 部、副本 2 部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図	1/200 以上	
各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部の 2 面以上の断面図	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考：1 各階の平面図及び主要部 2 面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
- 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



屋外広告物の許可申請

広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なものがあります。詳しくは三木市都市政策課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

○兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

TEL 0795-42-9406

○三木市都市整備部都市政策課

TEL 0794-82-2000(代表)

○(公財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくり支援課

TEL 078-367-1263

景観の形成等に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう
- (4) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。イにおいて同じ。）で、延べ面積（当該旅館・ホテル営業の用に供する部分に限る。）が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積（当該営業の用に供する部分に限る。）が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの

ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

エ 観覧車で、高さが31メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

（県の責務）

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

（景観形成等基本方針）

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（地域景観形成等基本計画）

第7条の2 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができる。

2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域景観形成等基本計画の区域
- (2) 地域景観形成等基本計画の目標
- (3) 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。

6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第4項及び前条第2項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

第2章 景観形成地区

（指定）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域（当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。）を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を

果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区

(4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

- 2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
- 4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

- 第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。
- 2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
 - (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - (2) 広告物等（屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (4) その他景観の形成を図るために必要な事項
 - 3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

- 第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 建築物等（特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。）の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）
 - (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
 - (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）
 - (4) 屋外における自動販売機の設置
- 2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - (1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
 - (2) 工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

- 3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第17条第5号において同じ。）
- (2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

- 第11条 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

- 第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

- 第12条の2 知事は、第10条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

- 第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

- 第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

第3章の2 景観形成重点区域

(指定)

- 第20条の4 知事は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成重点区域として指定することができる。
- 2 市町長は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成重点区域の指定を要請することができる。
 - 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、特に景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成重点区域に指定するものとする。
 - 4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、景観形成重点区域の変更について準用する。

(景観形成重点基準)

- 第20条の5 知事は、景観形成重点区域を指定しようとするときは、当該景観形成重点区域について、景観形成重点基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成重点基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成重点区域において特に景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 景観展望地点（当該景観形成重点区域の優れた景観を展望することができる地点をいう。）に関する事項
 - (2) 当該景観形成重点区域が景観形成地区内の区域である場合 次に掲げる事項
 - ア 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - ウ 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (3) 当該景観形成重点区域が広域景観形成地域内の区域である場合 次に掲げる事項
 - ア 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に景観の形成を図るために必要な事項
- 3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成重点基準の決定及び変更について準用する。

（読替規定）

第20条の6 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。

- (1) 第10条各項の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第12条及び第12条の2第1項
 - (2) 第13条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の建築物等その他の物件に係るものである場合 同項
 - (3) 第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 同条第2項
- 2 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「広域景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。
- (1) 第17条の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第19条及び第19条の2第1項
 - (2) 第20条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の大規模建築物等又は広告物等に係るものである場合 同項
 - (3) 第20条の3の規定により準用する第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第20条の3の規定により準用する第14条第2項

（改善命令）

第20条の7 知事は、前条第1項の規定により読み替えられた第12条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第2項の規定により読み替えられた第19条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

（立入検査等）

第21条 知事は、第20条の6第1項の規定により読み替えられた第12条及び第12条の2並びに前条（第2項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第20条の6第2項の規定により読み替えられた第19条及び第19条の2並びに前条（第1項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に大規模建築物等若しくは広告物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しく

は関係者に質問させることができる。

3 当該職員は、前2項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 罰則

（罰則）

第33条 第20条の7第1項若しくは第2項、第21条の6第1項、第21条の18第1項又は第27条の2の5第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第34条 略

第35条 第10条第1項から第3項まで、第17条、第21条の7、第21条の12、第23条又は第27条の2の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第33条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

景観の形成等に関する条例施行規則（抜粋）

（行為の届出）

第5条 条例第10条各項の規定による届出をしようとする者は、建築等（変更）届出書（様式第1号。以下この条において「届出書」という。）に、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 都市計画法第59条第4項の規定により都市計画事業を施行しようとする者が、当該都市計画事業の認可の申請書と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該届出書に添付する図書の全部又は一部を省略することができる。都市再開発法（昭和44年法律第38号）その他の法令の規定により都市計画事業の認可を受けたものとみなされる手続と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要ないと認めるときも、同様とする。

3 届出書は、届出に係る行為が建築基準法第6条第1項に規定する確認を要する行為である場合には、当該確認の申請前に、提出しなければならない。

兵庫県まちづくり部都市政策課（景観行政担当）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711(代表)

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

加東市社字西柿1075-2

TEL 0795-42-9406

三木市都市整備部都市政策課

三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000(代表)